

藤沢市子どもの学習・生活支援事業審査要領

この要領は、「藤沢市子どもの学習・生活支援事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、藤沢市子どもの学習・生活支援事業（以下「本事業」という。）の実施事業者を審査選定するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

1 審査選定方法

事業者の審査選定は、公募型プロポーザル方式による総合評価とする。

2 審査方法

審査委員会の委員長及び委員（以下「委員等」という。）が、提案者から提出された提案書、その他提出書類及びプレゼンテーションに基づき、「藤沢市子どもの学習・生活支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」10事業者選定（表1）審査基準（以下「審査基準」という。）の項目について審査する。

3 採点方法

（1）各項目の評価は、5段階評価で次の基準により行う。ただし、項目4、8については、配点を2倍とする。

非常に優れている（5点）、優れている（4点）、普通（3点）、やや劣る（2点）、劣る（1点）

（2）委員等が、審査基準の配点に基づき、提案者ごとに採点を行う。なお、審査基準に記載されている審査項目2（1）、審査項目5（1）（2）、審査項目8（1）については事務局審査とし、あらかじめ評価及び採点を行う。

4 選定方法

（1）委員等の採点結果を、提案者ごとに合計し、最高点を得た提案者を優先交渉権者とし、2番目に高い合計点の者を第2位優先交渉権者として選定する。ただし、同点の場合は、審査基準の「審査項目」の「4. 実施方法」の合計点が高い者から順に優先交渉権者とする。さらに、「4実施方法」が同点の場合には、選定委員の投票により優先交渉権者を決定する。

（2）優先交渉権者の決定は、委員全員の採点合計の満点（北部地区、東部地区及び西部地区については980点、御所見地区については805点）の6割を超えた場合が条件となる。参加表明者が1者であった場合も同様である。

- (3) 各委員、各項目の1つにでも評価点で1点を得た提案がある場合は、選考しないものとする。
- (4) 北部地区、東部地区及び西部地区のうち、複数地区に参加表明した場合については、参加表明した地区の数に関わらず、1事業者につき2地区までを、優先順位に従い、優先交渉権者とする。
- (5) 優先交渉権者として選定された後、提出された提案内容等に基づく業務執行ができないと判断した場合には、選定を取り消すことができるものとする。
- (6) 前項が生じた場合、もしくは優先交渉権者から辞退の申し出があった場合には、第2位交渉権者（次点）を繰り上げ、優先交渉権者として選考できるものとする。

5 選定結果の通知及び問い合わせ対応

- (1) 選定結果は、提案者全員に対して郵送で通知する。
- (2) 選定結果への問い合わせについては、文書発送日の翌日から起算して7日間（土日祝日を除く）に限り、提案者からの問い合わせに対してのみ回答することとし、回答内容は「当該提案者の総合計点」及び「当該提案者の順位」に限るものとする。
- (3) 選定結果に対する異議は一切認めない。

以上